

別 冊

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年3月18日)

【 件 名 】

- 6 社会福祉法人「寿耕会」及び「ケアパートナーズ」に対する改善措置命令について
(福祉保健課) …… 1

福 祉 保 健 部

社会福祉法人「寿耕会」及び社会福祉法人「ケアパートナーズ」
に対する改善措置命令について

平成25年3月18日
福祉保健課

社会福祉法人「寿耕会」及び社会福祉法人「ケアパートナーズ」に対して、下記のとおり、社会福祉法第56条第2項の規定に基づく改善措置命令を行いました。

記

1 改善措置命令の概要

(1) 相手方

法人名	代表者	所在地
社会福祉法人寿耕会	理事長 藤田 耕三 <small>ふじた こうぞう</small>	日野郡江府町久連7
社会福祉法人ケアパートナーズ	理事長 三島 義枝 <small>みしま よしえ</small>	境港市財ノ木町562

(2) 改善措置命令日 平成25年3月18日(月)

(3) 不適正事案の概要

(4) 改善措置命令の要旨

(5) これまでの指導経過

} 別紙のとおり

(6) 改善報告書の提出期限

提出期限 ①	提出期限 ②
平成25年4月18日(木) (役員を選任等、組織体制に関するもの)	平成25年5月17日(金) (左記以外のもの)

社会福祉法人「寿耕会」に対する改善措置命令について

平成25年3月18日
福祉保健課

社会福祉法人「寿耕会」（以下「法人」という。）について、社会福祉法第56条第1項に基づいて監査を実施した結果、法人運営が著しく適正を欠くと認められるので、本日、社会福祉法第56条第2項に基づいて改善措置命令を発出しました。

1 不適正事案の概要

(1) 法人経営の現状

法人は平成4年に認可、江府町に特養(チロルの里)を設置するも、大阪府に拠点を置く医療法人の運営を優先、理事会が未開催など運営はずさん。

平成20年8月、理事長は病気で倒れ、法人運営に携わることは困難な状況にある。

(2) 主な不適正事案

①理事会・評議員会の未開催と議事録の偽造及び改ざん

・平成20年度から23年度の間、理事会・評議員会をそれぞれ9回開催したとする議事録が作成されていたが、実際には開催されていないにもかかわらず、架空の議事録が作成されたり、理事会・評議員会は開催されているものの、欠席した理事・評議員が出席しているかのように議事録が改ざんされていた。(偽造各7回、改ざん各2回)

②勤務実態が不明な前施設長(理事長)への給与等の支払い

・平成5年7月から平成18年5月までの間、理事長は特別養護老人ホームの施設長を兼務し施設長給与等が支給されていたが、施設長には常勤が求められるにもかかわらず、理事長は大阪府に在住しており、その勤務実態が不明なまま。

・法人によれば、「本人申告では月10日程度の訪問をしていた」「弁護士等の専門家から助言を受け法人への妥当な返還額を算定し、速やかに返還させる所存」とのこと。

⇒施設長給与等支給額：84,147千円(平成8年～18年の11年分)
(施設長給与52,119千円、各種手当15,264千円、賞与16,764万円)

③勤務実態が不明な理事長への報酬等の支払い

・平成18年6月から平成24年9月までの間、理事長に理事長報酬等が支給されていたが、理事長は大阪府に在住しており、その勤務実態が不明なまま。(病気で倒れた平成20年8月以降は、法人運営に携わることは困難な状況)

・法人によれば、「本人申告では月1回程度の訪問をしていた」「弁護士等の専門家から助言を受け法人への妥当な返還額を算定し、速やかに返還させる所存」とのこと。

⇒理事長報酬等支給額：17,700千円(平成18年～24年の7年分)
(理事長報酬11,600千円、旅費2,900千円、産業医報酬3,200千円)

④勤務実態が不明な前次長(理事：理事長の姉)への給与等の支払い

・平成7年10月から平成23年2月までの間、理事の一人(理事長の姉)に特別養護老人ホームの次長として給与が支給されていたが、当該理事は大阪府に在住しており、その勤務実態が不明なまま。

・法人によれば、「本人申告では週半分程度訪問していた」「弁護士等の専門家から助言を受け法人への妥当な返還額を算定し、速やかに返還させる所存」とのこと。

⇒給与等支給額：59,559千円(平成8年～22年の15年分)
(次長給与39,832千円、各種手当7,435千円、賞与12,292千円)

⑤医療法人による法人乗用車の長期間目的外使用

・法人の乗用車を大阪において関連医療法人が長期間目的外使用

⑥医師不在のもとでの健康診断の実施、健康診断委託料の支出

⇒健康診断委託料額：9,070千円(平成18年～24の7年分)

(3) 不適正なおそれのある支出総額・・・170,476千円

支出総額は、不適正なおそれのある支出額であり、今後の解明状況によっては、不適正とみなされないものも含まれているため、全額が要返還額になるとは限らない。

2 改善措置命令の要旨

事項	改善措置命令
①理事会・評議員会の未開催と議事録の偽造及び改ざん	架空の理事会・評議員会の議事録偽造や内容の改ざんを行うに至った原因を明らかにするとともに、これらの事案以外にも議事録の偽造、改ざんをした事例がないか、平成19年度以前についても確認すること。 また、当該事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、適正な理事会・評議員会のあり方を再検証して、具体的な再発防止策を講じること。
②勤務実態が不明な前施設長(理事長)への給与等の支払い	前施設長(理事長)の勤務実態を更に詳細に調査した上で、理事長に対する前施設長給与等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。 なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。 また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
③勤務実態が不明な理事長への報酬等の支払い	理事長の勤務実態を更に詳細に調査した上で、理事長に対する役員報酬等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。 なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。 また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
④勤務実態が不明な前次長への給与等の支払い	前次長の勤務実態を更に詳細に調査した上で、前次長に対する給与等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。 なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。 また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
⑤法人の乗用車を関連医療法人が目的外使用	法人所有の乗用車2台について、利用実態を再確認するとともに、同様の事例がないか調査すること。調査の結果、法人に損害が発生しているのであれば、適正に損害額を算定して回収に努めること。
⑥医療法人との不明瞭な健康診断の委託契約	法人と医療法人が不明瞭な健康診断業務委託契約を締結した経緯を明らかにするとともに、健康診断の業務委託に不適正な事項はなかったか検証すること。 また、検証の結果、健康診断が法的な要件を満たしていなかったなど、健康診断業務委託に関して医療法人に債務不履行が認められた場合は、その責任を追及すること。
⑦総括	理事長及び理事並びに監事は、このような法人運営に至った責任の所在を明確にするとともに、役員を選任も含め、早急に理事会機能の充実・強化を図ること。 また、法人運営を適正化するために法人業務の遂行体制を再構築するとともに、脆弱な法人本部の事務処理体制及び経理処理体制についても、人員体制を含め、抜本的に見直すこと。 更に、評議員会の牽制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。

3 これまでの指導経過

指導経過	年 月 日
平成23年度一般監査	平成24年2月23日、24日(2日間：公認会計士同行)
平成23年度監査結果通知	平成24年5月23日
監査結果に対する是正報告	平成24年7月18日
特別監査	平成24年11月1日、2日(2日間：公認会計士同行)
監査結果通知	平成24年12月4日(報告期限：平成24年12月26日)
監査結果に対する是正報告	平成24年12月26日
確認(特別)監査	平成25年1月17日
弁明の機会の付与通知	平成25年2月7日
法人の弁明書提出	平成25年2月21日

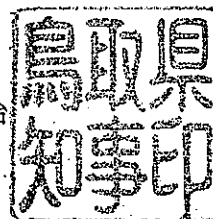
日野郡江府町久連 7 番地
社会福祉法人寿耕会
理事長 藤田 耕三

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 2 項の規定に基づき、別紙理由書に掲げる理由により下記の措置をとることを命ずる。

なお、下記 7 の措置については、平成 25 年 4 月 18 日までに、下記の 1 から 6 までの措置については、平成 25 年 5 月 17 日までに、別紙様式によりその状況を報告すること。

平成 25 年 3 月 18 日

鳥取県知事 平井 伸治



記

- 1 架空の理事会・評議員会の議事録偽造や内容の改ざんを行うに至った原因を明らかにするとともに、これらの事案以外にも議事録の偽造、改ざんをした事例がないか、平成 19 年度以前についても確認すること。
また、当該事案に関与した役職員の責任を明確にするるとともに、適正な理事会・評議員会の在り方を再検証して、具体的な再発防止策を講じること。
- 2 前施設長（理事長）の勤務実態を更に詳細に調査した上で、理事長に対する前施設長給与等の支出状況と照らし合わせて、実態とかい離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。
なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
- 3 理事長の勤務実態を更に詳細に調査した上で、理事長に対する理事長報酬等の支出状況と照らし合わせて、実態とかい離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。
なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
- 4 前次長の勤務実態を更に詳細に調査した上で、前次長に対する給与等の支出状況と照らし合わせて、実態とかい離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。
なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。

- 5 法人所有の乗用車2台について、利用実態を再確認するとともに、同様の事例がないか調査すること。調査の結果、法人に損害が発生しているのであれば、適正に損害額を算定して回収に努めること。
- 6 法人と医療法人が不明瞭な健康診断業務委託契約を締結した経緯を明らかにするとともに、健康診断の業務委託に不適正な事項はなかったか検証すること。
また、検証の結果、健康診断が法的な要件を満たしていなかったなど、健康診断業務委託に関して医療法人に債務不履行が認められた場合は、その責任を追及すること。
- 7 理事長及び理事並びに監事は、このような法人運営に至った責任の所在を明確にするとともに、役員を選任も含め、早急に理事会及び監事機能の充実・強化を図ること。
また、法人運営を適正化するために法人業務の遂行体制を再構築するとともに、ぜい弱な法人本部の事務処理体制及び経理処理体制についても、人員体制を含め、抜本的に見直すこと。
さらに、評議員会のけん制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。

(教 示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

理由書

これまで貴法人に対しては、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項に基づく監査を実施し文書により改善を促すとともに、継続して指導を行ってきたところであるが、次のとおり、法令若しくは定款に違反するとともに、法人の運営が著しく適正を欠いていることが認められた。

措置内容	事実	根拠																																														
<p>1 架空の理事会・評議員会の議事録偽造や内容の改ざんを行うに至った原因を明らかにするとともに、これらの事案以外にも議事録の偽造、改ざんをした事例がないか、平成19年度以前についても確認すること。</p> <p>また、当該事案に関与した役職員の責任を明確にするるとともに、適正な理事会・評議員会のあり方を再検証して、具体的な再発防止策を講じること。</p>	<p>●理事会・評議員会の未開催と議事録の偽造及び改ざん</p> <p>平成20年4月から平成24年3月までの4年間について、理事会・評議員会がそれぞれ9回開催されていることとされ、議事録が作成されていた。</p> <p>しかしながら、指導監査において開催状況を確認し、更に、法人に自主的な調査を求めた結果、各理事会・評議員会について、実際には開催されていないにも関わらず、架空の理事会・評議員会の議事録が偽造されていた、あるいは、理事会・評議員会は開催されているものの、出席していない理事・評議員が出席しているように議事録が改ざんされていたことが判明した。</p> <p>【理事会・評議員会の開催状況と議事録】</p> <table border="1" data-bbox="523 752 1273 1205"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開催したとされる年月日</th> <th colspan="2">開催の有無</th> <th rowspan="2">議事録の偽造又は改ざん</th> </tr> <tr> <th>理事会</th> <th>評議員会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年4月20日</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>架空の理事会・評議員会の議事録を偽造</td> </tr> <tr> <td>平成20年5月25日</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>欠席理事2名、監事1名を出席したように改ざん</td> </tr> <tr> <td>平成20年6月22日</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>架空の理事会・評議員会の議事録を偽造</td> </tr> <tr> <td>平成21年3月22日</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成21年6月14日</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成22年3月22日</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成22年5月30日</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成23年6月11日</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>欠席理事2名、監事1名を出席したように改ざん</td> </tr> <tr> <td>平成24年3月25日</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>架空の理事会・評議員会の議事録を偽造</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="3">9回のうち、議事録の偽造各7回、改ざん各2回</td> </tr> </tbody> </table>	開催したとされる年月日	開催の有無		議事録の偽造又は改ざん	理事会	評議員会	平成20年4月20日	無	無	架空の理事会・評議員会の議事録を偽造	平成20年5月25日	有	有	欠席理事2名、監事1名を出席したように改ざん	平成20年6月22日	無	無	架空の理事会・評議員会の議事録を偽造	平成21年3月22日	〃	〃	〃	平成21年6月14日	〃	〃	〃	平成22年3月22日	〃	〃	〃	平成22年5月30日	〃	〃	〃	平成23年6月11日	有	有	欠席理事2名、監事1名を出席したように改ざん	平成24年3月25日	無	無	架空の理事会・評議員会の議事録を偽造	合計	9回のうち、議事録の偽造各7回、改ざん各2回			<p>法第24条、法第56条第2項</p>
開催したとされる年月日	開催の有無		議事録の偽造又は改ざん																																													
	理事会	評議員会																																														
平成20年4月20日	無	無	架空の理事会・評議員会の議事録を偽造																																													
平成20年5月25日	有	有	欠席理事2名、監事1名を出席したように改ざん																																													
平成20年6月22日	無	無	架空の理事会・評議員会の議事録を偽造																																													
平成21年3月22日	〃	〃	〃																																													
平成21年6月14日	〃	〃	〃																																													
平成22年3月22日	〃	〃	〃																																													
平成22年5月30日	〃	〃	〃																																													
平成23年6月11日	有	有	欠席理事2名、監事1名を出席したように改ざん																																													
平成24年3月25日	無	無	架空の理事会・評議員会の議事録を偽造																																													
合計	9回のうち、議事録の偽造各7回、改ざん各2回																																															
<p>2 前施設長（理事長）の勤務実態を更に詳細に調査した上で、理事長に対する前施設長給与等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。</p> <p>なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。</p> <p>また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。</p>	<p>●勤務実態が不明な前施設長（理事長）への給与等の支払い</p> <p>理事長は、平成5年7月から平成18年5月まで特別養護老人ホームチロルの里の施設長を兼務しており、法人に記録が残っている平成8年1月から平成18年5月までの間、理事長に対して、施設長給与、各種手当及び賞与が支給されている。（総支給額84,147千円。うち施設長給与52,119千円、各種手当15,264千円、賞与16,764千円。）</p> <p>一方、同時期に、理事長は、大阪府にある医療法人（以下「医療法人」という。）の理事長及び病院の医師として勤務しており、特別養護老人ホームチロルの里の施設長としての勤務実態に不明な点がある。</p> <p>法人に対し、理事長の常勤施設長としての勤務実態を客観的に証明するとともに、常勤勤務を主張するのであれば、医療法人には勤務実態がないことを証憑書類に基づいて報告するよう求めたところ、平成5年7月から平成18年5月の勤務実態について、「事実を証明できる証憑はないが、本人申告では月10日程度の訪問をしていた」との回答があった（平成24年12月26日回答）。</p> <p>なお、同回答では、法人の対応として、「弁護士等の専門家から助言を受け法人への妥当な返還額を算定し、速やかに返還させる所存」とされている。</p> <p>おつて、「月10日程度の訪問」では、特別養護老人ホームの施設長の配置基準（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条第4項（平成11年3月31日厚生省令第46号））に定める常勤の条件を満たしていない。</p>	<p>法第24条、法第56条第2項</p>																																														

【前施設長給与等支給額】

(単位：円)

区分	施設長給与	各種手当※	賞与	計
平成8年	4,829,400	1,873,490	1,612,000	8,314,890
平成9年	4,857,600	1,995,292	1,621,600	8,474,492
平成10年	4,883,700	1,538,407	1,630,000	8,052,107
平成11年	4,906,200	1,657,054	1,637,200	8,200,454
平成12年	4,911,600	1,396,972	1,514,410	7,822,982
平成13年	4,911,600	1,230,972	1,432,550	7,575,122
平成14年	4,938,600	1,235,562	1,843,050	8,017,212
平成15年	5,397,600	1,313,592	1,848,050	8,559,242
平成16年	5,547,600	1,339,092	2,018,050	8,904,742
平成17年	5,547,600	1,339,092	1,607,560	8,494,252
平成18年	1,386,900	344,773	-	1,731,673
計	52,118,400	15,264,298	16,764,470	84,147,168

※各種手当は、管理職手当、住居手当、通勤手当及び宿日直手当。

3 理事長の勤務実態を更に詳細に調査した上で、理事長に対する理事長報酬等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。

なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。

また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。

●勤務実態が不明な理事長への報酬等の支払い

平成18年6月から平成23年3月までの間、理事長に対して、理事長報酬月額20万円と旅費月額5万円が毎月支給されている。(総支給額14,500千円。うち理事長報酬11,600千円、旅費2,900千円。)

また、理事長報酬とは別に、平成19年6月から平成24年9月までの間、理事長に対して、産業医報酬として月額5万円が毎月支払われている。(総支払額3,200千円。)

一方、理事長は平成20年8月に病気で倒れ、現在まで大阪府の入所施設で生活しており、江府町に赴いて理事長や産業医としての職務を遂行することは困難と考えられる状態になった。

しかし、理事長には報酬等が支給され続け、倒れて以後、平成20年8月から平成24年9月までに支給された報酬等の額は10,500千円となっている。(理事長報酬6,400千円、旅費1,600千円、産業医報酬2,500千円)

法第24条、法第56条第2項

【理事長報酬等支給額】

(単位：円)

区分	理事長報酬	旅費	産業医報酬	計
平成18年	1,400,000	350,000	-	1,750,000
平成19年	2,400,000	600,000	350,000	3,350,000
平成20年	2,400,000	600,000	600,000	3,600,000
平成21年	2,400,000	600,000	600,000	3,600,000
平成22年	2,400,000	600,000	600,000	3,600,000
平成23年	600,000	150,000	600,000	1,350,000
平成24年	-	-	450,000	450,000
計	11,600,000	2,900,000	3,200,000	17,700,000

江府町の法人本部における理事長の勤務実態については、従前から理事長は大阪府に在住していることから、平成20年8月に倒れる以前についても不明な点があったため、指導監査において理事長の業務執行状況を報告するよう求めたところ、「平成18年6月から平成23年3月までの間に月1～2回程度勤務している」とする理事長私印が押印された業務日誌が提出された(平成24年7月18日提出)。

しかしながら、平成24年11月1日～2日に現地で確認監査を行ったところ、実際には法人本部に勤務していないにも関わらず、理事長が月1～2回程度勤務しているかのように業務日誌が偽造されていることが判明した。

更に、正確な理事長の勤務実態を改めて報告するよう求めたところ、平成18年6月以降の勤務実態について、「事実を証明できる証憑はないが、本人申告では月1回程度の訪問をしていた」との回答があった(平成24年12月26日回答)。

なお、同回答では、法人の対応として、「弁護士等の専門家から助言を受け法人への妥当な返還額を算定し、速やかに返還させる所存」とされている。

4 前次長の勤務実態を更に詳細に調査した上で、前次長に対する給与等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。
 なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
 また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。

●勤務実態が不明な前次長への給与等の支払い
 理事長の姉である法人の理事は、平成7年10月から平成23年2月までの間、特別養護老人ホームチロルの里の次長として勤務していたとされ、法人に記録が残っている平成8年1月から平成22年3月までの間、前次長に対して、給与、各種手当及び賞与が支払われている。(総支給額59,559千円。うち次長給与39,833千円、各種手当7,435千円、賞与12,291千円。)
 しかしながら、理事長同様、江府町の法人本部における前次長の勤務実態についても、従前から前次長は大阪府に在住していることから、不明な点があったため、指導監査において前次長の業務執行状況を報告するよう法人に求めたところ、平成7年10月から平成23年3月の勤務実態について、「事実を証明できる証憑はないが、本人申告では週半分程度勤務していた」との回答があった(平成24年12月26日回答)。
 なお、同回答では、法人の対応として、「弁護士等の専門家から助言を受け法人への妥当な返還額を算定し、速やかに返還させる所存」とされている。
 また、平成24年11月1日～2日に現地で確認監査を行ったところ、実際には前次長が施設に出勤していないにも関わらず、常勤としての出勤を装うためにタイムカードの刻印が偽装されていることが判明した。

法第24条、法第56条第2項

【前次長給与等支給額】

(単位：円)

区分	次長給与	各種手当※	賞与	計
平成8年	3,166,500	1,167,105	1,029,200	5,362,805
平成9年	3,182,100	1,162,815	1,071,200	5,416,115
平成10年	3,303,600	900,040	1,111,200	5,314,840
平成11年	3,411,000	950,150	1,145,600	5,506,750
平成12年	2,703,300	581,995	758,130	4,043,425
平成13年	2,503,800	375,570	733,110	3,612,480
平成14年	2,545,800	381,870	1,045,150	3,972,820
平成15年	2,590,800	388,620	989,150	3,968,570
平成16年	2,602,800	390,420	1,159,150	4,152,370
平成17年	2,602,800	390,420	780,880	3,774,100
平成18年	2,602,800	490,420	769,070	3,862,290
平成19年	2,858,010	255,210	715,770	3,828,990
平成20年	2,646,237	—	583,800	3,230,037
平成21年	2,490,576	—	400,000	2,890,576
平成22年	622,644	—	—	622,644
計	39,832,767	7,434,635	12,291,410	59,558,812

※各種手当は、管理職手当、通勤手当及び宿日直手当。

5 法人所有の乗用車2台について、利用実態を再確認するとともに、同様の事例がないか調査すること。調査の結果、法人に損害が発生しているのであれば、適正に損害額を算定して回収に努めること。

●法人の乗用車を関連医療法人が目的外使用
 法人が所有する乗用車2台について、法人が使用することなく、法人理事長が理事長を兼務する医療法人で目的外に使用されていることが、平成25年1月17日の監査で判明した。
 法人の事務長(理事)によれば、法人が購入したものの、理事長の指示により医療法人に持ち帰られたとのことであり、理事長個人が使用しているのか、医療法人が使用しているのか、正確に把握していないとのことであった。

法第24条、法第56条第2項

【目的外に使用されている乗用車】

(単位：円)

車名	取得価格	取得日
トヨタブサム	2,186,005	平成14年6月1日
トヨタリスト	1,328,255	平成14年12月1日
計	3,514,260	

6 法人と医療法人が不明瞭な健康診断業務委託契約を締結した経緯を明らかにするとともに、健康診断の業務委託に不適正な事項はなかったか検証すること。

また、検証の結果、健康診断が法的な要件を満たしていなかったなど、健康診断業務委託に関して医療法人に債務不履行が認められた場合は、その責任を追及すること。

●医療法人との不明瞭な健康診断業務委託契約

法人は、大阪府の医療法人に法人職員及び入所者の健康診断を委託しており、平成18年5月から平成24年10月までに実施した健康診断は、延べ14回、委託料の総支給額は、9,070千円となっている。

当該健康診断には医療法人から医師が派遣されていなかったとのことであり、実態を調査するよう法人に求めたところ、「レントゲン検査、血液検査等の検査は実施されていたが、医師が直接現地に赴き問診まで実施されていなかった。実施された検査結果等は、医療法人において医師が診断し、所見があれば対応する方法を採っていた。」との回答があった（平成24年12月26日回答）。

また、同回答では、不適正支出額については、「契約内容（受診者1名につき金額を決定）に鑑みて合理的に額を算定できない」とされている。

加えて、委託業務の内容や委託料が不明瞭であるなど、健康診断業務委託契約書の内容に不備があり、平成25年1月17日に現地で確認監査を行ったところ、法人の事務長（理事）によれば、契約書の作成及び契約書に押印をした覚えはないとのことであったが、法人側の押印には法人理事長印、医療法人側の押印には法人保有の理事長私印が使用されており、契約書作成においても不透明な実態が判明している。

なお、労働安全衛生規則（第44条）上、健康診断には「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」が必須とされており、医師による問診を伴わない健康診断は通常はありえない。

おって、レントゲン検査（放射線の照射）や血液検査（採血）が、現地で医師の指示なく行われていたのであれば、医師法（第17条「医師でなければ、医業をなしてはならない。」）に抵触するおそれもある。

【健康診断委託料の支出状況】

（単位：円）

区分	春	秋(冬)	計
平成18年度	629,265	227,160	856,425
平成19年度	1,423,160	331,660	1,754,820
平成20年度	1,482,660	188,160	1,670,820
平成21年度	1,022,000	184,500	1,206,500
平成22年度	866,500	277,000	1,143,500
平成23年度	865,500	279,000	1,144,500
平成24年度	982,000	311,500	1,293,500
計	7,271,085	1,798,980	9,070,065

法第24条、法第56条第2項

7 理事長及び理事並びに監事は、このような法人運営に至った責任の所在を明確にするとともに、役員の選任も含め、早急に理事会及び監事機能の充実・強化を図ること。

また、法人運営を適正化するために法人業務の遂行体制を再構築するとともに、脆弱な法人本部の事務処理体制及び経理処理体制についても、人身体制を含め、抜本的に見直すこと。

更に、評議員会の牽制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。

●総括

上記の不適正事案はもとより、これまでの監査指導（文書指摘）に対しても、法人の不適正な運営実態を取り繕うために虚偽の内容の改善報告書が提出（平成24年7月18日）されたり、原因究明と具体的な改善方策に欠ける改善報告書が提出（平成24年12月26日）されるなど、理事会の統治機能や監事の監査機能並びに評議員会の牽制機能が働いておらず、法人本部の事務処理体制も脆弱であり、ずさんで不適正な法人の運営実態が認められた。

法第24条、法第56条第2項

社会福祉法人「寿耕会」の概要

1 法人の概要

名称	社会福祉法人 寿耕会	主たる事務所	江府町久連7番地				
代表者	理事長 藤田 耕三	年齢	79歳	監事	2名	職員	約60名
		理事	10名	評議員	21名	施設定員	約110名
設立認可	平成4年6月19日	江府町内で、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、グループホーム等を運営。					
設立登記	平成4年7月13日						

2 役員等の状況

氏名	理事	監事	評議員	就任日	備考
藤田 耕三	○		○	H24.7.13	理事長(医師)
藤田 尚子	○		○		理事長の娘、職務代理者(医師)
藤原 敏江	○		○		
山根 博司	○		○		
来会 幸子	○		○		
石田 英子	○		○		理事長の姉
中野 義久	○		○		施設長
川崎 吉正	○		○		事務長
高森 茂光	○		○		
祇園 崇広	○		○		施設長
藤澤 雅一		○			
生田三那子		○			
三代 信行			○	H24.4.30	
梅林 公人			○		
井上 廉女			○		
堀田 典子			○		
野村 宏樹			○		
藤原 和子			○		介護支援専門員
竹内 京子			○		介護長
米田美津男			○		
岡田 照司			○		
空場 語			○		
藤原みさ子			○	施設長	

(注) は、理事長の親族。

3 主な施設の概況

事業の種類	施設の名称	所在地	定員(名)	事業開始	施設長
特別養護老人ホーム	チロルの里 特別養護老人ホーム	江府町 久連	50	平成5年	中野 義久
老人短期入所事業	チロルの里 ショートステイ・ビ・センター		10	平成5年	
老人デイサービス事業	チロルの里 デイサービスセンター		30	平成5年	藤原 みさ子
老人デイサービスセンター	チロルの里 デイサービスセンターいこい		10	平成16年	祇園 崇広
認知症対応型老人 共同生活援助事業	チロルの里 グループホーム		9	平成16年	

社会福祉法人「ケアパートナーズ」に対する改善措置命令について

平成25年3月18日
福祉保健課

社会福祉法人「ケアパートナーズ」（以下「法人」という。）について、社会福祉法第56条第1項に基づいて監査を実施した結果、法人運営が著しく適正を欠くと認められるので、本日、社会福祉法第56条第2項に基づいて改善措置命令を发出了しました。

1 不適正事案の概要

(1) 法人経営の現状

設立時の寄附金(2千万円)の不履行と併せて、設立当初からの多額の借入金(1億7千万円)の返済が経営を圧迫している。法人設立の際の設立準備室における開設準備費(4千38万9千円)の資金使途が不明となっている。

(2) 主な不適正事案

①法人設立の際の設立準備室における使途不明金

- 平成16年の法人設立に際し、前理事長名義で金融機関から借り入れ、法人設立準備室で支出された開設準備費(40,389,041円)の資金使途が不明。
- 法人に資金使途を解明するよう求めたところ、法人設立に携わった前理事長らから、「40,389,041円のうち資金使途が証明できる2,100,000円(設計料)を除く38,289,041円及びその利息相当分を法人に返還する」との申出があったとのこと。

⇒弁明の機会付与(2月7日)後、使途不明金38,289,041円については、前理事長らから借入金利息を含めて42,504,196円が法人に返済されている。(H25.2.20)

②法人設立時の寄附金の不履行

- 平成16年の法人設立認可申請において、法人設立代表者(前理事長)は、法人設立後1週間以内に法人に2千万円を寄附することとされていたが、寄附は不履行のまま。
- 当時、前理事長個人の寄附資力を証明するために県に提出された金融機関の残高証明書(2千万円)は、上記の開設準備費の一部(2千万円)を別口座に移して発行されたものであり、前理事長の個人資産を偽装したものであることが判明。

⇒弁明の機会付与(2月7日)後、寄附金2千万円については、前理事長に代わり理事2名から1千4百万円が寄附されている。(H25.2.20)

2 改善措置命令の要旨

事項	改善措置命令
① 法人設立の際の設立準備室における使途不明金	平成16年の法人設立に際し、支出された開設準備費(40,389,041円)の資金使途を解明し、客観的な証憑書類等に基づき法人業務との関連性を明らかにするとともに、この他にも使途不明金がないか再度確認すること。 また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した者の責任を明確にし、再発防止策を報告すること。
② 法人設立時の寄附金の不履行	平成16年度の法人設立時に履行されていない寄附金(20,000,000円)について、寄附が履行されなかった経緯及び理由を明らかにし、寄附金贈与契約の有効性を確認するとともに、今後の法人の対応を報告すること。
③ 総括	理事長及び理事並びに監事、特に法人の設立に携わった理事は、今回の不適正事案に至った責任の所在を明確にするとともに、役員を選任も含め、早急に理事会機能及び監事機能の充実・強化を図ること。 また、評議員会の牽制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。

3 これまでの指導経過

指導経過	年 月 日
平成23年度一般監査	平成24年1月26日、27日(2日間:公認会計士同行)
平成23年度監査結果通知	平成24年5月23日
監査結果に対する是正報告	平成24年6月22日
特別監査	平成24年10月18日、19日(2日間:公認会計士同行)
監査結果通知	平成24年11月9日(報告期限:平成24年11月30日)
監査結果に対する是正報告	平成24年11月30日
確認(特別)監査	平成25年12月12日
弁明の機会の付与通知	平成25年2月7日
法人の弁明書提出	平成25年2月20日

境港市財ノ木町562番地
社会福祉法人ケアパートナーズ
理事長 三島 義枝

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第2項の規定に基づき、別紙理由書に掲げる理由により下記の措置をとることを命ずる。

なお、下記3の措置については、平成25年4月18日までに、下記の1及び2の措置については、平成25年5月17日までに、別紙様式によりその状況を報告すること。

平成25年3月18日

鳥取県知事 平井 伸治



記

- 1 平成16年の法人設立に際し支出された開設準備費（40,389,041円）の資金使途を解明し、客観的な証ひょう書類等に基づき法人業務との関連性を明らかにするとともに、この他にも使途不明金がないか再度確認すること。
また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した者の責任を明確にし、今後の再発防止策を報告すること。
- 2 平成16年の法人設立時に履行されていない寄附金（20,000,000円）について、寄附が履行されなかった経緯及び理由を明らかにし、寄附金贈与契約の有効性を確認するとともに、今後の法人の対応を報告すること。
- 3 理事長及び理事並びに監事、特に法人の設立に携わった理事は、今回の不適正事案に至った責任の所在を明確にするとともに、役員を選任も含め、早急に理事会機能及び監事機能の充実・強化を図ること。
また、評議員会のけん制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。

（教 示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

理由書

これまで貴法人に対しては、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項に基づく監査を実施し文書により改善を促すとともに、継続して指導を行ってきたところであるが、次のとおり、法令若しくは定款に違反するとともに、法人の運営が著しく適正を欠いていることが認められた。

措置内容	事実	根拠																																																																								
<p>1 平成16年の法人設立に際し支出された開設準備費（40,389,041円）の資金使途を解明し、客観的な証憑書類等に基づき法人業務との関連性を明らかにするとともに、この他にも使途不明金がないか再度確認すること。</p> <p>また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した者の責任を明確にし、今後の再発防止策を報告すること。</p>	<p>●法人設立の際の設立準備室における使途不明金</p> <p>平成24年10月18日～19日に行った監査において、平成16年の法人設立に際して法人設立準備室で支出された開設準備費（40,389,041円）の資金使途が確認できず、当時の通帳や会計書類の所在も不明であった。</p> <p>客観的な証憑書類を提示して、開設準備費の資金使途を明らかにするよう法人に求めたところ、一部の資金使途は判明したが、「残る37,423,582円については、税理士と協議しながら当時の担当者にヒアリングを行い、今後も解明に努める」との回答があった（平成24年11月30日回答）。</p> <p>また、その後、法人設立に携わった前理事長らから、「40,389,041円のうち資金使途が証明できる2,100,000円（設計料）を除いた38,289,041円及びその利息相当分を法人に返還する」との申出があったと県に報告があった（平成24年12月28日報告）。</p> <p>なお、法人が金融機関に法人設立準備室の口座の出入金状況を確認したところ、法人設立準備室には前理事長名義の通帳が2通存在しており、一方の通帳（A通帳）の動きは、表1のとおりであった。</p> <p>平成16年6月8日に法人設立準備室が前理事長名義で金融機関から39,980,000円（手数料込み40,000,000円）を借り入れた後、主に現金による払出しが継続し、法人設立認可（平成16年12月16日）後、平成16年12月24日に法人が金融機関から借り入れた40,389,041円が入金され、同時に法人設立準備室の借入金及びその利息として40,389,041円が返済されているが、払出金の資金使途を明らかにする客観的な証憑書類等がなく、法人業務との関連性が不明なままである。</p> <p>なお、改善措置命令に際しての弁明の機会付与（平成25年2月7日）後、前理事長らから42,504,196円（資金使途が証明できていない38,289,041円及び利息相当額4,215,155円）が法人に返済されている（平成25年2月20日）。</p>	<p>法第24条、法第56条第2項</p>																																																																								
<p>【表1 A通帳（前理事長名義）の資金の動き】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th colspan="3">通帳の出入金状況</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>払出</th> <th>入金</th> <th>差引残</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年6月8日</td> <td></td> <td>39,980,000</td> <td>39,980,000</td> <td>借入金入金</td> </tr> <tr> <td>平成16年6月9日</td> <td>5,080,000</td> <td></td> <td>34,900,000</td> <td>現金払出</td> </tr> <tr> <td>平成16年6月18日</td> <td>20,000,000</td> <td></td> <td>14,900,000</td> <td>B通帳へ振替</td> </tr> <tr> <td>平成16年6月29日</td> <td>6,000,000</td> <td></td> <td>8,900,000</td> <td>現金払出</td> </tr> <tr> <td>平成16年8月10日</td> <td>3,000,000</td> <td></td> <td>5,900,000</td> <td>現金払出</td> </tr> <tr> <td>平成16年8月18日</td> <td>100,000</td> <td></td> <td>5,800,000</td> <td>現金払出</td> </tr> <tr> <td>平成16年9月8日</td> <td>2,500,000</td> <td></td> <td>3,300,000</td> <td>現金払出</td> </tr> <tr> <td>平成16年9月13日</td> <td></td> <td>49</td> <td>3,300,049</td> <td>貯金利息</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>110,000</td> <td>3,410,049</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成16年10月12日</td> <td>3,400,000</td> <td></td> <td>10,049</td> <td>振込支払</td> </tr> <tr> <td>735</td> <td></td> <td>9,314</td> <td>振込手数料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>40,389,041</td> <td>40,398,355</td> <td>法人口座から振込入金</td> </tr> <tr> <td>平成16年12月24日</td> <td>40,389,041</td> <td></td> <td>9,314</td> <td>借入金及び利息の返済</td> </tr> </tbody> </table>			年月日	通帳の出入金状況			備考	払出	入金	差引残	平成16年6月8日		39,980,000	39,980,000	借入金入金	平成16年6月9日	5,080,000		34,900,000	現金払出	平成16年6月18日	20,000,000		14,900,000	B通帳へ振替	平成16年6月29日	6,000,000		8,900,000	現金払出	平成16年8月10日	3,000,000		5,900,000	現金払出	平成16年8月18日	100,000		5,800,000	現金払出	平成16年9月8日	2,500,000		3,300,000	現金払出	平成16年9月13日		49	3,300,049	貯金利息			110,000	3,410,049		平成16年10月12日	3,400,000		10,049	振込支払	735		9,314	振込手数料			40,389,041	40,398,355	法人口座から振込入金	平成16年12月24日	40,389,041		9,314	借入金及び利息の返済
年月日	通帳の出入金状況			備考																																																																						
	払出	入金	差引残																																																																							
平成16年6月8日		39,980,000	39,980,000	借入金入金																																																																						
平成16年6月9日	5,080,000		34,900,000	現金払出																																																																						
平成16年6月18日	20,000,000		14,900,000	B通帳へ振替																																																																						
平成16年6月29日	6,000,000		8,900,000	現金払出																																																																						
平成16年8月10日	3,000,000		5,900,000	現金払出																																																																						
平成16年8月18日	100,000		5,800,000	現金払出																																																																						
平成16年9月8日	2,500,000		3,300,000	現金払出																																																																						
平成16年9月13日		49	3,300,049	貯金利息																																																																						
		110,000	3,410,049																																																																							
平成16年10月12日	3,400,000		10,049	振込支払																																																																						
	735		9,314	振込手数料																																																																						
		40,389,041	40,398,355	法人口座から振込入金																																																																						
平成16年12月24日	40,389,041		9,314	借入金及び利息の返済																																																																						
<p>2 平成16年の法人設立時に履行されていない寄附金（20,000,000円）について、寄附が履行されなかった経緯</p>	<p>●法人設立時の寄附金の不履行</p> <p>法人設立準備室の不明瞭な開設準備費の支出については、前記のとおりであるが、もう一方の通帳（B通帳）の動きは、表</p>	<p>法第24条、法第56条第</p>																																																																								

及び理由を明らかにし、寄附金贈与契約の有効性を確認するとともに、今後の法人の対応を報告すること。

2のとおりであった。

また、平成16年の法人設立認可申請において、法人設立代表者（前理事長）は、法人設立後1週間以内に法人に20,000,000円を寄附することとされており、前理事長の資産証明として金融機関の残高証明書（平成16年6月18日現在の貯金残高20,000,000円）が県に提出されているが、当該残高証明書はこのB通帳のものであることが判明した。

2つの通帳の動きをみると、設立準備室の借入金であるA通帳から20,000,000円をB通帳に振り替え（平成16年6月18日）、同日付けで金融機関から当該残高証明書が発行されている。

次に、B通帳の動きをみると、平成16年6月18日にA通帳から20,000,000円が入金された後、主に現金による払出しが継続し、法人設立認可（平成16年12月16日）後に多額の払出しがあり、平成17年6月20日に通帳残額800,165円が払い出され、通帳が解約されている。払出しのうち、資金使途が確認できているのは、平成16年11月30日の2,1000,000円（設計料）のみである。

以上のことから、県に提出された残高証明書の20,000,000円は、当初から寄附金として予定されたものではなく、前理事長の個人資産として20,000,000円の貯金残高があるかのように偽装されたものであったと認められる。

法人によれば、前理事長からの寄附金20,000,000円が履行されていない経緯については、度々、履行の催促はしたが、前理事長の経営する会社の業績が好転せず、寄附は履行されないままになり、前理事長は責任をとって辞任したとのことであった。

なお、改善措置命令に際しての弁明の機会付与（平成25年2月7日）後、前理事長に代わり理事2名から14,000,000円が法人に寄附されている（平成25年2月20日）。

2項

【表2 B通帳（前理事長名義）の資金の動き】

（単位：円）

年月日	通帳の出入金状況			備考
	払出	入金	差引残	
平成16年 6月18日		20,000,000	20,000,000	A通帳から振替入金
平成16年 9月13日		77	20,000,077	貯金利息
平成16年11月18日	3,000,000		17,000,077	現金払出
平成16年11月24日	2,000,000		15,000,077	現金払出
平成16年11月30日	2,100,000		12,900,077	振替払出（設計監理料）
平成16年12月 2日	500,000		12,400,077	現金払出
平成16年12月24日	100,000		12,300,077	現金払出
平成16年12月27日	10,000,000		2,300,077	現金払出
平成16年12月30日	1,500,000		800,077	現金払出
平成17年 3月14日		84	800,161	貯金利息
		4	800,165	貯金利息
平成17年 6月20日	800,165		0	現金払出、解約

3 理事長及び理事並びに監事、特に法人の設立に携わった理事は、今回の不適正事案に至った責任の所在を明確にするるとともに、役員を選任も含め、早急に理事会機能及び監事機能の充実・強化を図ること。

また、評議員会の牽制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。

●総括

今回の不適正事案は、法人設立前のことであるが、設立時の役員である理事6名、監事2名のうち、前理事長は辞任したものの、現在でも理事3名、監事2名は継続して法人運営に携わっている。

特に、理事3名は当初から法人設立に携わり、法人設立発起人会や法人設立準備会において、前理事長からの寄附金の受入れや法人の資金計画の決定等を行っており、当時から今回の不適正事案の存在を知るべき立場にあった。

法第24条、法第56条第2項

社会福祉法人「ケアパートナーズ」の概要

1 法人の概要

名称	社会福祉法人 ケアパートナーズ		主たる事務所		境港市財ノ木町562		
代表者	理事長 三島 義枝	年齢	66歳	監事	2名	職員	約30名
		理事	6名	評議員	13名	施設定員	約100名
設立認可	平成16年12月16日		境港市（中浜ケアパートナーズ）及び米子市（巖ヶ アパートナーズ）で、デイサービスセンターを運営。				
設立登記	平成17年1月12日						

2 役員等の状況

氏名(年齢)	理事	監事	評議員	就任日	備考
三島 義枝	○		○	H23. 1. 12	理事長、施設長
森本 毅	○		○		
谷本 晴美	○			H24. 3. 16	
木下 剛毅	○		○		
小原 常義	○		○		
砂口 泉	○		○		
河原 英明		○			
中村 頼吉		○			
倉瀬 和子			○		H23. 1. 12
谷野 吉彦			○		
武良智恵子			○		
永井 清一			○		
遠藤 久夫			○		
竹安 満			○	施設長	
池田 正憲			○	H23. 7. 1	元施設長

3 主な施設の概況

事業の種類	施設の名称	所在地	定員(名)	事業開始	施設長
通所介護事業	中浜 ケアパートナーズ	境港市	40	平成17年	三島義枝
短期入所生活介護事業		財ノ木町	20		
通所介護事業	巖 ケアパートナーズ	米子市	10	平成18年	竹安 満
小規模多機能型 居宅介護事業		蚊屋	25		

関係法令 抜 粋

《社会福祉法》

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

第56条 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

3 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員^のの解職を勧告することができる。

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

5 所轄庁は、第三項の規定により役員^のの解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 第五項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。

《行政手続法》

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員^のの解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

社会福祉法人指導監査のフロー図

